

るに、右の中河、又はなやかにたちいで、小掛かのこうちぎの人、香もをしはから、るやうに、をのをの申侍しか、さるは此左の一種はあやしき昔の袂にもてやつしたるにはひにて、右には及びがたく侍しを、一番の左なればとて、かたうど聊かすまさり侍りしにや。○以下九番略文龜のはじめのとし五月下の九日、風流の人々夏の日くらしがたきなくさめにとて、たき物あはせなどのためしをおもひ出て、宗信の宅にして名香の名をあらはさず、た、かはしめ侍りけるになむ、蔚宗が傳つくり、洪芻が譜をあらはす、ともにもろこしのふることよりはじめて、薫物合はわが國のひとつのことわざとして、その來れる事ひさし、爰に沈水の一くさをもて、ふかさ淺さをさながらわかち、其甲乙をなづくることは、あがりての世には、いたくきこえずもやあらむ、中比より下つかた騒人すきのあまり、あながちにをとりまさりのけぢめを、わくる事になりたるも、興あることに侍るを、今はからずして此一巻をひらきみるに、我もとより鼻孔の指南にたへざれば、そのむしろにのぞまざるを恨と思はざるうへには、はじめ逍遙よりをはり花の雪の面影まで、さこそはとりく、のにはひ成けめと、たちまち聞香悉能知の徳は、みか月の前にそなはれりといひつべし。○中判者のことばは、誠に玄の、葉草のかりそめ成たはぶれ事にたりといへ共、正木のかづらながきもてあそびとも成なむかし、鷓胡斑の尾につきて、逍遙遊の筆をのこすになむ、

## 文龜二林鐘下旬

實隆判

〔賀茂翁家集〕四山科の宮の親王、○公遵法親王はやくふたらの宮と聞えさせたまひし時、青龍權上人のむろをすぎやうざとなん名づけたまひたりける、こはいたづらにこれをつどへたるにあらず、いほち、の品をつばらにするぬしなればなり、上人はじめより、吹風の塵のほかにありて、清き道のおくかをとむるに、塵のほかもちりありとして、二たびそがほかへ出たるぬしなり、清しと